

令和3年11月18日

山中 理司 様

令和3年11月9日付け行政文書開示請求について

令和3年11月9日付け行政文書開示請求（請求する行政文書の名称等を「衆議院議員秋葉賢也君提出奨学金事業に関する質問に対する答弁書（平成22年2月12日付）の審査過程で内閣法制局が作成し、又は取得した文書」とするもの。以下「本件開示請求」という。）に関しまして、平成22年において内閣法制局が質問主意書に対する答弁書案を審査等した際に取得し、又は作成した行政文書をまとめた行政文書ファイル「平成22年質問主意書に対する答弁書（当局・他省庁作成）」については、当局における保存期間が満了したため、独立行政法人国立公文書館（以下「国立公文書館」という。）に移管しております。当該行政文書ファイルについては、国立公文書館による移管に伴う作業のため、現在一般的の利用に供することができない状態となっていることから、本件開示請求に係る行政文書が当該行政文書ファイルに綴じられているかは、当局においても確認できておりませんが、当局としては、本件開示請求に係る行政文書は当該行政文書ファイルに綴じられていると考えております。なお、移管に伴う作業の具体的な完了時期や当該行政文書ファイルの利用の手続き等に関する事柄は国立公文書館にお問い合わせいただければと存じます。

以上を踏まえ、本件開示請求を取り下げる場合は、令和3年11月26日（金）までに、別紙「回答書」により当局宛てに御回答をお願いいたします。なお、上記期日までに御回答がない場合は、本件開示請求に係る行政文書を保有していないことを理由とする不開示決定を行うこととなるかと考えております。

本件に関する問合せ先

〒100-0013 千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館
内閣法制局第一部 (03-3581-7271) (内 2145)

回答書

令和 年 月 日

内閣法制局第一部 宛て

氏名

令和3年11月9日付け行政文書開示請求（請求する行政文書の名称等を「衆議院議員秋葉賢也君提出奨学金事業に関する質問に対する答弁書（平成22年2月12日付）の審査過程で内閣法制局が作成し、又は取得した文書」とするもの。以下「本件開示請求」という。）について、下記のとおり回答します。

記

□欄にチェックを入れてください。

- 本件開示請求を取り下げます。
- その他（何かあれば御記入ください）
[Redacted]

一以上一